二の三　告示第一条第九号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。次条第二号の三において同じ。）の媒介 ［三～五　略］	［号を加える。］
第二条　法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～二の二　略］ 二の三　告示第二条第九号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務の媒介 ［三～五　略］	［三～五　同上］ **第二条**　［同上］ ［一～二の二　同上］ ［号を加える。］ ［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第八条　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
第一条　中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～二の二　略］ 二の三　告示第一条第十一号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。次条第二号の三において同じ。）の媒介 ［三～五　略］	**第一条**　［同上］ ［一～二の二　同上］ ［号を加える。］ ［三～五　同上］

第二条　法第九条の九第六項第二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～二の二　略］ 二の三　告示第二条第十一号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務の媒介 ［三～五　略］	**第二条**　［同上］ ［一～二の二　同上］ ［号を加える。］ ［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正）

第九条　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用リスク・アセットの額の合計額） **第十条**　［略］ 2　［略］ 3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 ［一・二　略］ 三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十四項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの	（信用リスク・アセットの額の合計額） **第十条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一・二　同上］ 三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	